

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年2月18日、金融庁告示第7号)

＜自己資本の構成に関する開示事項＞…………… 44～45

＜定性的な開示事項＞…………… 46～51

＜定量的な開示事項＞…………… 52～64

※当行グループは、自己資本比率算出における信用リスクアセットの算出について、「標準的手法」を採用しております。
このため、開示事項のうち「内部格付手法」に関する項目については、記載を省略しております。
また、開示事項のうち該当がないものにつきましては、一部記載を省略しております。

報酬等に関する開示事項 …………… 65～66

「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日、金融庁告示第21号)

【自己資本の構成に関する開示事項】

〈連結自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項 目	平成30年3月期末		平成29年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	188,524		179,874	
うち、資本金及び資本剰余金の額	82,407		82,407	
うち、利益剰余金の額	110,074		100,802	
うち、自己株式の額 (△)	1,521		881	
うち、社外流出予定額 (△)	2,435		2,454	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	4,400		3,080	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	4,400		3,080	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	81		52	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,543		8,472	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,543		8,472	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,966		2,191	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	218,516		208,671	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	2,376	594	2,197	1,465
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,376	594	2,197	1,465
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	17	4	10	6
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	8,090	2,022	5,332	3,554
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	3	2
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,484		7,543	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	208,031		201,127	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	2,045,331		1,974,180	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,616		5,026	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	594		1,465	
うち、繰延税金資産	4		6	
うち、退職給付に係る資産	2,022		3,554	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4		△ 2	
うち、上記以外に該当するものの額	—		2	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	96,647		98,055	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2,141,978		2,072,236	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.71%		9.70%	

〈単体自己資本比率（国内基準）〉

（単位：百万円）

項 目	平成30年3月期末		平成29年3月期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	182,068		174,606	
うち、資本金及び資本剰余金の額	80,750		80,751	
うち、利益剰余金の額	105,269		97,186	
うち、自己株式の額（△）	1,521		881	
うち、社外流出予定額（△）	2,431		2,449	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	81		52	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,694		6,659	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,694		6,659	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	30		47	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	203,874		196,366	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,162	540	1,992	1,328
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,162	540	1,992	1,328
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	3,690	922	2,250	1,500
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	3	2
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,852		4,246	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	198,021		192,119	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	2,041,304		1,968,260	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,571		2,979	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	540		1,328	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	922		1,500	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4		△ 2	
うち、上記以外に該当するものの額	112		153	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	89,389		90,897	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	2,130,694		2,059,158	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.29%		9.33%	

経営概況

資料編

第3の柱に基づく開示事項
パーセルⅢ

【定性的な開示事項】

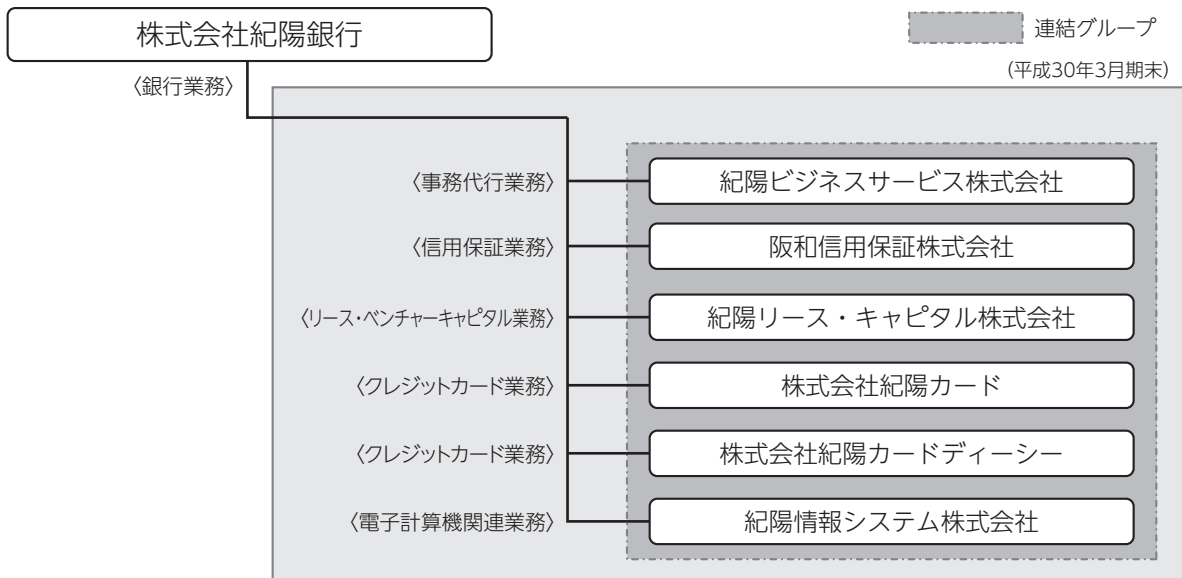
1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づく連結の範囲（以下「会計連結範囲」）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社は同一です。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は6社であり、詳細は下図のとおりです。



- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

資本の移動の制限等はありません。

2. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条（連結）、第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成29年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式（70百万株）	完全議決権株式
期限付劣後債務	期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付借入金 （5,000百万円）	
劣後特約付社債 （10,000百万円）	

平成30年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式（70百万株）	完全議決権株式
期限付劣後債務	期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年（期限一括返済）、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付借入金 （5,000百万円）	
劣後特約付社債 （10,000百万円）	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行グループでは、紀陽銀行において自己資本を配賦原資として各リスクカテゴリーにリスク資本を配賦し、各リスク部門のリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかについてのモニタリングを通じて、自己資本の充実度を評価する体制としております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、「自己資本比率」を採用しております。

また、信用集中リスクについては、債務者の信用力に応じた自主限度額を設定し、管理しております。

4. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

当行グループでは、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少したり、回収不能となり損失を被るリスクであると定義しています。

(信用リスク管理の基本方針)

当行グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の原則・基本方針や管理体制を定めております。「信用リスク管理規程」に基づき、適切な信用リスク管理をおこなうために、リスクテイクの中心となる紀陽銀行において信用格付制度や与信の集中リスクを回避するための自主限度額などを設けるとともに、信用リスクの定量的把握にも取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、取締役会やリスク管理委員会への報告をおこなっております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行グループの貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当をおこなっております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行グループでは、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウエイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮しつつ、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全てのエクスポージャー区分について上記の格付機関を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当行グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金等債権と預金等債務との相殺などが該当します。なお、当行グループは、信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブは用いておりません。

また、ここでいう信用リスク削減手法は、当行グループが自らの自己資本の充実度を評価する際の取り扱いであり、貸出金などの与信案件の審査にあたっては担保・保証に過度に依存した取組みはおこなっておりません。

(自己資本比率算出上の取り扱い)

自己資本比率の算定においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

(方針及び手続)

当行グループでは、不動産担保、有価証券担保、預金担保などの主要な担保のうち、有価証券担保、預金担保を「信用リスク削減手法」として用いており、各種規程や手続を定めて評価及び管理をおこなっております。

また、貸出金と預金との相殺については、与信先の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としています。

なお、派生商品取引、レポ形式の取引において、信用リスク削減手法として用いる法的に有効な相対ネットティング契約はございません。

保証については、格付機関の格付が付与されている保証人や、地方公共団体の保証など、「信用リスク削減手法」として有効に認められる保証人について、信用リスクの削減効果を勘案しております。

保証による「信用リスク削減手法」の適用については、地方公共団体の保証以外では消費者ローンにおける、「金融・保険業者」による保証が主となっておりますが、いずれも格付機関の格付が付与されている先に限定しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行グループでは派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク額は、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し管理しております。なお、一定額以上の信用リスクのある取引相手については、与信限度額の管理のなかでリスク管理委員会に対して定期的に報告をおこなっております。

また、市場取引における派生商品取引については、取引先とISDA契約に加えCSA契約を締結し、取引相手先もしくは派生商品取引の契約先となる紀陽銀行の信用リスクが一定レベル以下に低下した場合は、双方が一定額の担保を取引相手に提供する内容の契約としております。

なお、派生商品取引に係る引当の算定はおこなっておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行グループでは、投資家として証券化エクスポージャーに該当する証券化商品を保有しております。

なお、当行グループでは、オリジネーター等での証券化取引への関与はおこなっておりません。

(取引に関する取組み方針)

当行グループでは、今後とも投資家として証券化取引に関与していく予定であり、当面オリジネーター等による関与の予定はございません。

(リスク管理方針)

当行グループでは、裏付資産の内容、ストラクチャー、外部格付等を確認し、内包されているリスクを所管部署にて十分審査し、必要に応じて取引限度額を設定しております。また、定期的に外部格付機関等の格付や各種リスクのモニタリングをおこなっております。

(取引に関するリスク特性)

当行グループが保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを保有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、保有する証券化エクスポージャーについての包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握する体制を整備し、継続的なモニタリングを実施しております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループにおいては、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

再証券化取引に関する事項

再証券化に該当する取引はございません。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行グループでは証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

証券化取引に関する会計方針

当行グループにおいては、証券化取引による資産の売却あるいは資金の調達等に該当する取引をおこなっておりません。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けはおこなっておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは、マーケット・リスク相当額の算定を要しないため、該当ございません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスクとは)

当行グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④有形資産リスク、⑤人的リスクに区別しております。

(方針及び手続)

当行グループでは、「常に預金者や市場から信頼・信認を得られるようにするために、適切な内部統制（体制・システム）を整備することでオペレーショナル・リスクを適切に管理する。」という方針のもと、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施する部署を設置しております。また、管理すべき範囲が多岐にわたることから、オペレーショナル・リスクの各区分に応じた管理部署を定めるとともに、リスク区分毎に規程・手続等を整備し、適切に管理するプロセスを構築しております。

具体的には、RCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施し、業務プロセスに内在する潜在的なリスクの特定・評価に取り組むとともに、事務事故等、顕在化したオペレーショナル・リスク事象が、速やかに報告される体制を整備しており、これらを通じて、業務内容の改善や再発防止策の策定に取り組むなど、オペレーショナル・リスク管理の実効性向上に努めております。

また、オペレーショナル・リスクの現状や高度化への取組状況等は、リスク管理委員会に報告され、経営陣がオペレーショナル・リスク管理の有効性・適切性を確認し、その協議内容は取締役会へ報告することとしております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行グループにおいては、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、「粗利益配分手法」を採用しています。

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(管理区分)

当行グループでは、出資・株式等のエクスポージャーについては、市場部門が運用目的で保有している「純投資」と、預金・貸出金・業務上の提携などを含めた総合的な取引関係を勘案して継続的に長期保有している「政策投資」という区分に分け、保有目的に応じた管理を行っております。

(方針及び手続)

純投資株式・投資信託、政策投資株式については、「配賦されたリスク資本の範囲に常にリスク量が収まるよう、適切な内部統制を整備する」という方針のもと、適切に管理を行っております。

また、政策投資株式については、銘柄毎の保有意義について継続的に見直し、価格変動リスクのコントロールに努めております。

グループ全体の財務状況に与える影響が大きい紀陽銀行が保有する純投資株式・投資信託の価格変動リスクに対するリスク資本は、原則半年に一度、戦略や方針等を勘案し決定され、リスク資本の範囲内で紀陽銀行が効率的に収益を追求できる体制としています。また、紀陽銀行ではリスク資本の他に投資金額の限度やロスカットルールを定め、損失の拡大を防止する措置を講じております。

純投資株式・投資信託の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、VaRという。）により行い、信頼区間は99%、保有期間は3ヶ月として計測しております。政策投資株式のうち上場株式は、金融商品会計のなかで財務上の影響が発生することから、価格変動リスクを把握するため、純投資株式・投資信託同様VaRの計測を行っております。

紀陽銀行における組織的な管理態勢としては、投資を実施する部署とは分離独立したリスク統括部が、日次ベースでモニタリングを実施し、リスク管理の有効性を保っております。

これら純投資株式・投資信託、政策投資株式の残高、評価損益、リスク量の状況は定期的にリスク管理委員会へ報告され、経営陣がリスク管理体制の有効性・適切性を確認し、協議された内容は取締役会へも報告されています。

株式等の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等については、会計方針等を変更した場合、変更の理由や影響額を財務諸表の注記に記載しております。

11. 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

それぞれに把握したリスクについては、ALM (Asset Liability Management) の一環として、グループ全体の収益力向上に資するようコントロールを行っており、ALMの方針については、紀陽銀行のALM戦略委員会、頭取が委員長となって、定期的な協議などを行っております。

金利リスクについても、リスク特性の違いから、市場取引における金利リスクと預金・貸出金取引などの一般のお客様との取引から発生する金利リスクに区分のうえ、管理しております。

内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

当行グループにおける金利リスクの算出方法は、分散・共分散法によるVaR (信頼区間99%、保有期間6カ月) を用いてリスク管理を行っております。

VaR以外にも、BPV (ベース・ポイント・バリュー)、GPS (グリッド・ポイント・センシティブティ) 分析、ギャップ分析、シナリオ分析、ストレステスト等の手法を用いてリスク管理を実施し、リスクを的確かつ多面的に把握するとともに、計測手法の高度化・精緻化に努めております。

なお、金利リスク算出上、要求払預金については、内部モデルにより滞留期間を考慮した「コア預金」を推計し、使用しております。

【定量的な開示事項】

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（平成29年3月末、平成30年3月末）

対象となる会社はございません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額

■平成29年3月末

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	連 結	単 体
1. 現金	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	14	14
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	7	7
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構	74	74
9. わが国の政府関係機関向け	497	497
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,525	1,524
12. 法人等向け	31,444	31,508
13. 中小企業等向け及び個人向け	19,630	19,402
14. 抵当権付住宅ローン	4,214	4,248
15. 不動産取得等事業向け	10,709	10,709
16. 三月以上延滞等	203	175
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	478	478
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	4,471	4,587
（うち出資等のエクスポージャー）	4,471	4,587
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	2,554	2,442
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	963	862
（うち右記以外のエクスポージャー）	1,591	1,579
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	232	232
（うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	73	73
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	201	119
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0
CVAリスク相当額	752	752
中央清算機関（リスクウェイト2%が適用されるエクスポージャー）	2	2
中央清算機関（リスクウェイト4%が適用されるエクスポージャー）	0	0
合 計	77,089	76,853

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	連 結	単 体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	49	49
3. 短期の貿易関連偶発債務	7	7
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	2	2
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	607	607
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	480	480
(うち有価証券の保証)	148	148
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	2	2
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	—	—
控除額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	175	175
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	53	53
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	501	501
カレント・エクスポージャー方式	501	501
派生商品取引	501	501
外為関連取引	496	496
金利関連取引	0	0
金関連取引	—	—
株式関連取引	1	1
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	2	2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	1,877	1,877

経営概況

資料編

第3の柱に基づく開示事項
パーセルⅢ

■平成30年3月末

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	連 結	単 体
1. 現金	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	16	16
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	7	7
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構	40	40
9. わが国の政府関係機関向け	475	475
10. 地方三公社向け	0	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,139	1,137
12. 法人等向け	30,886	30,964
13. 中小企業等向け及び個人向け	20,271	20,060
14. 抵当権付住宅ローン	4,264	4,268
15. 不動産取得等事業向け	11,232	11,232
16. 三月以上延滞等	158	169
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	443	443
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	5,002	5,117
（うち出資等のエクスポージャー）	5,002	5,117
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	3,303	3,188
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	845	767
（うち右記以外のエクスポージャー）	2,457	2,420
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	222	222
（うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	104	63
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0
CVAリスク相当額	1,016	1,016
中央清算機関（リスクウェイト2%が適用されるエクスポージャー）	9	9
中央清算機関（リスクウェイト4%が適用されるエクスポージャー）	0	0
合 計	78,596	78,435

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	連 結	単 体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	116	116
3. 短期の貿易関連偶発債務	6	6
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	2	2
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	765	765
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	1,139 110 689 2 — —	1,139 110 689 2 — —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前) 控除額 (△)	— — —	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	297	297
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	210	210
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	677	677
カレント・エクスポージャー方式	677	677
派生商品取引	677	677
外為関連取引	776	776
金利関連取引	0	0
金関連取引	—	—
株式関連取引	3	3
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	0	0
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	2	2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	△106	△106
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	3,216	3,216

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 (粗利益配分手法)	3,922	3,635	3,865	3,575

総所要自己資本額

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
総所要自己資本額	82,889	82,366	85,679	85,227

経営概況

資料編

第3の柱に基づく開示事項
パーセルⅢ

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの残高

■平成29年3月末

(連結 (地域別、業種別、残存期間別))

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	5,109,004	2,861,075	912,780	20,952	17,129
国外計	245,727	1,757	177,046	—	—
地域別合計	5,354,731	2,862,833	1,089,827	20,952	17,129
製造業	428,873	394,356	22,962	3,062	1,063
農業、林業	2,215	2,122	—	—	22
漁業	604	604	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,776	2,674	—	—	—
建設業	108,802	103,780	4,125	27	435
電気・ガス・熱供給・水道業	21,284	20,362	—	—	—
情報通信業	19,817	17,336	1,481	—	0
運輸業、郵便業	98,133	92,710	3,549	—	2
卸売業、小売業	346,490	330,962	5,296	6,654	183
金融業、保険業	1,398,779	91,198	185,805	10,655	158
不動産業、物品賃貸業	383,126	372,670	8,189	—	12,636
各種サービス業	233,625	226,234	5,485	551	619
国・地方公共団体	1,163,426	376,290	783,004	—	—
その他	1,146,775	831,529	69,926	—	2,008
業種別計	5,354,731	2,862,833	1,089,827	20,952	17,129
1年以下	694,199	210,022	194,903	390	410
1年超3年以下	569,625	281,221	197,260	6,112	230
3年超5年以下	644,557	387,138	186,301	3,889	85
5年超7年以下	366,359	296,935	69,147	276	815
7年超10年以下	663,876	343,969	289,805	—	55
10年超	1,224,656	1,071,455	152,401	—	12,716
期間の定めのないもの	1,191,455	272,091	7	10,283	2,815
残存期間別合計	5,354,731	2,862,833	1,089,827	20,952	17,129

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

(単体 (地域別、業種別、残存期間別))

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	5,107,117	2,862,291	912,780	20,952	16,506
国外計	245,727	1,757	177,046	—	—
地域別合計	5,352,845	2,864,048	1,089,827	20,952	16,506
製造業	428,873	394,356	22,962	3,062	1,063
農業、林業	2,215	2,122	—	—	22
漁業	604	604	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,776	2,674	—	—	—
建設業	108,802	103,780	4,125	27	435
電気・ガス・熱供給・水道業	21,284	20,362	—	—	—
情報通信業	19,817	17,336	1,481	—	0
運輸業、郵便業	98,133	92,710	3,549	—	2
卸売業、小売業	346,490	330,962	5,296	6,654	183
金融業、保険業	1,405,975	98,528	185,805	10,655	158
不動産業、物品賃貸業	383,126	372,670	8,189	—	12,636
各種サービス業	233,625	226,234	5,485	551	619
国・地方公共団体	1,163,097	376,127	783,004	—	—
その他	1,138,021	825,577	69,926	—	1,385
業種別計	5,352,845	2,864,048	1,089,827	20,952	16,506
1年以下	686,461	202,847	194,903	390	410
1年超3年以下	572,507	284,103	197,260	6,112	230
3年超5年以下	647,989	390,569	186,301	3,889	85
5年超7年以下	366,359	296,935	69,147	276	815
7年超10年以下	663,876	343,969	289,805	—	55
10年超	1,224,656	1,071,455	152,401	—	12,716
期間の定めのないもの	1,190,994	274,168	7	10,283	2,192
残存期間別合計	5,352,845	2,864,048	1,089,827	20,952	16,506

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

■平成30年3月末

〈連結（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	5,015,362	2,903,694	688,724	23,229	18,081
国外計	187,440	1,307	150,541	—	—
地域別合計	5,202,803	2,905,002	839,265	23,229	18,081
製造業	433,547	394,552	15,218	4,734	272
農業、林業	3,244	3,139	—	—	22
漁業	699	674	—	—	25
鉱業、採石業、砂利採取業	3,206	3,206	—	—	0
建設業	114,996	109,717	2,301	28	881
電気・ガス・熱供給・水道業	30,077	27,139	—	—	—
情報通信業	23,419	18,474	4,199	—	0
運輸業、郵便業	119,925	91,711	26,068	—	95
卸売業、小売業	351,597	331,279	2,502	9,414	663
金融業、保険業	1,299,326	78,866	168,170	6,792	38
不動産業、物品賃貸業	397,693	391,418	994	—	12,802
各種サービス業	241,194	235,153	101	595	1,216
国・地方公共団体	857,926	389,293	467,949	—	—
その他	1,325,948	830,375	151,757	1,664	2,060
業種別計	5,202,803	2,905,002	839,265	23,229	18,081
1年以下	628,820	199,758	99,714	1,595	2,394
1年超3年以下	522,029	279,246	157,342	9,610	187
3年超5年以下	582,064	405,351	126,144	10,528	224
5年超7年以下	344,852	308,272	33,971	1,272	766
7年超10年以下	612,802	294,354	245,293	—	151
10年超	1,370,412	1,112,412	176,797	—	13,500
期間の定めのないもの	1,141,821	305,606	—	222	856
残存期間別合計	5,202,803	2,905,002	839,265	23,229	18,081

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈単体（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	5,007,302	2,910,891	688,724	23,229	17,653
国外計	187,221	1,307	150,543	—	—
地域別合計	5,194,523	2,912,198	839,267	23,229	17,653
製造業	433,547	394,552	15,218	4,734	272
農業、林業	3,244	3,139	—	—	22
漁業	699	674	—	—	25
鉱業、採石業、砂利採取業	3,206	3,206	—	—	—
建設業	114,996	109,717	2,301	28	881
電気・ガス・熱供給・水道業	30,077	27,139	—	—	—
情報通信業	24,242	18,474	4,199	—	0
運輸業、郵便業	119,925	91,711	26,068	—	95
卸売業、小売業	351,597	331,279	2,502	9,414	663
金融業、保険業	1,302,574	80,516	168,172	6,792	38
不動産業、物品賃貸業	397,693	391,418	994	—	12,802
各種サービス業	246,889	240,699	101	595	1,216
国・地方公共団体	857,351	389,293	467,949	—	—
その他	1,308,477	830,375	151,757	1,664	1,633
業種別計	5,194,523	2,912,198	839,267	23,229	17,653
1年以下	634,155	201,799	99,714	1,595	2,394
1年超3年以下	491,062	280,630	157,342	9,610	187
3年超5年以下	567,897	408,971	126,146	10,528	224
5年超7年以下	356,683	308,423	33,971	1,272	766
7年超10年以下	642,988	294,354	245,293	—	151
10年超	1,375,392	1,112,412	176,797	—	13,499
期間の定めのないもの	1,126,343	305,606	—	222	429
残存期間別合計	5,194,523	2,912,198	839,267	23,229	17,653

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

貸倒引当金残高

■平成29年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	9,280	8,472	9,280	8,472
個別貸倒引当金	15,781	17,622	15,781	17,622
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	25,062	26,095	25,062	26,095

〈単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	7,353	6,659	7,353	6,659
個別貸倒引当金	14,237	16,178	14,237	16,178
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	21,590	22,837	21,590	22,837

■平成30年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	8,472	8,098	8,472	8,098
個別貸倒引当金	17,622	16,470	17,622	16,470
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	26,095	24,569	26,095	24,569

〈単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	6,659	6,250	6,659	6,250
個別貸倒引当金	16,178	15,558	16,178	15,558
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	22,837	21,808	22,837	21,808

個別貸倒引当金の業種別内訳

■平成29年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,065	4,742	4,065	4,742
農業、林業	3	15	3	15
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	360	435	360	435
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	66	42	66	42
運輸業、郵便業	660	733	660	733
卸売業、小売業	3,352	3,623	3,352	3,623
金融業、保険業	137	83	137	83
不動産業、物品賃貸業	1,849	1,998	1,849	1,998
各種サービス業	3,439	4,204	3,439	4,204
地方公共団体	—	—	—	—
その他	1,846	1,742	1,846	1,742
計	15,781	17,622	15,781	17,622

〈単体〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,015	4,700	4,015	4,700
農業、林業	3	15	3	15
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	346	423	346	423
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	66	42	66	42
運輸業、郵便業	638	711	638	711
卸売業、小売業	3,332	3,604	3,332	3,604
金融業、保険業	137	83	137	83
不動産業、物品賃貸業	1,841	1,994	1,841	1,994
各種サービス業	3,425	4,196	3,425	4,196
地方公共団体	—	—	—	—
その他	430	405	430	405
計	14,237	16,178	14,237	16,178

■平成30年3月期

〈連結〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,742	3,734	4,742	3,734
農業、林業	15	2	15	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	435	721	435	721
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	42	41	42	41
運輸業、郵便業	733	660	733	660
卸売業、小売業	3,623	3,591	3,623	3,591
金融業、保険業	83	46	83	46
不動産業、物品賃貸業	1,998	1,241	1,998	1,241
各種サービス業	4,204	5,255	4,204	5,255
地方公共団体	—	—	—	—
その他	1,742	1,174	1,742	1,174
計	17,622	16,470	17,622	16,470

〈単体〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	4,700	3,711	4,700	3,711
農業、林業	15	2	15	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	423	711	423	711
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	42	41	42	41
運輸業、郵便業	711	638	711	638
卸売業、小売業	3,604	3,570	3,604	3,570
金融業、保険業	83	46	83	46
不動産業、物品賃貸業	1,994	1,241	1,994	1,241
各種サービス業	4,196	5,244	4,196	5,244
地方公共団体	—	—	—	—
その他	405	349	405	349
計	16,178	15,558	16,178	15,558

業種別貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種名	平成29年3月期		平成30年3月期	
	連結	単体	連結	単体
製造業	43	42	491	490
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	12	12	198	198
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	30	30	—	—
運輸業、郵便業	0	0	2	2
卸売業、小売業	322	321	565	556
金融業、保険業	—	—	11	11
不動産業、物品賃貸業	9	9	37	37
各種サービス業	76	73	351	349
地方公共団体	—	—	—	—
その他	946	57	812	41
計	1,441	548	2,469	1,688

リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

■平成29年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	139,067	2,045,668	139,067	2,045,338
10%	—	263,640	—	263,640
20%	75,765	149,976	75,765	149,844
35%	—	301,369	—	303,809
50%	202,682	1,020	202,682	940
75%	76	662,166	76	654,569
100%	62,079	1,157,841	62,079	1,151,159
150%	—	13,678	—	13,299
350%	—	—	—	—
1250%	—	160	—	160
合計	479,670	4,595,522	479,670	4,582,762

- (注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当行グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。
2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。
3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

■平成30年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	148,601	1,863,919	148,601	1,863,343
10%	3,723	242,122	3,723	242,122
20%	72,549	185,058	72,548	184,919
35%	—	304,266	—	304,539
50%	214,251	10,625	214,250	10,461
75%	—	672,836	—	666,065
100%	76,099	1,119,105	76,099	1,121,912
150%	—	1,119	—	1,263
350%	—	—	—	—
1250%	—	160	—	160
合計	515,225	4,399,214	515,223	4,394,788

- (注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当行グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。
2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。
3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成29年3月期		平成30年3月期	
	連結	単体	連結	単体
現金及び自行預金	221,722	221,722	249,608	249,608
金	—	—	—	—
適格債券	9,713	9,713	47	47
適格株式	33,354	33,354	11,622	11,622
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保合計	264,790	264,790	261,277	261,278
適格保証	61,416	61,416	56,928	56,928
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	61,416	61,416	56,928	56,928

(注) 1. 信用保証協会による保証は含めておりません。

2. 当行グループは、信用リスク削減手法について、包括的手法を採用しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っているため、上表では当該上調整額に相当する額を減額して記載しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方法

■平成29年3月末、平成30年3月末

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

取引の区分	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	226	226	1,224	1,224

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	21,660	21,660	32,260	32,260
外国為替関連取引及び金関連取引	21,397	21,397	31,671	31,671
金利関連取引	58	58	18	18
株式関連取引	204	204	470	470
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	101	101
クレジット・デリバティブ	313	313	313	313
一括ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	△9,344	△9,344
合計	21,974	21,974	23,230	23,230

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

2. グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から上表に掲げる額を差し引いた額は0となります。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

■平成29年3月末、平成30年3月末

信用リスク削減手法に用いた担保はありません。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	21,660	21,660	32,260	32,260
外国為替関連取引及び金関連取引	21,397	21,397	31,671	31,671
金利関連取引	58	58	18	18
株式関連取引	204	204	470	470
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	101	101
クレジット・デリバティブ	313	313	313	313
一括ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	△9,344	△9,344
合計	21,974	21,974	23,230	23,230

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	800	800	800	800
アパートローン債権	1,084	1,084	755	755
貸出金（シニアローン）	3,441	3,441	3,802	3,802
貸出金（劣後ローン）	60	60	60	60
出資金	100	100	100	100
クレジットカード債権	—	—	—	—
割賦債権	—	—	—	—
合計	5,486	5,486	5,517	5,517

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

■平成29年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連結		単体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	1,644	13	1,644	13
50%	240	2	240	2
100%	3,441	137	3,441	137
1250%	160	80	160	80
合計	5,486	233	5,486	233

■平成30年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	連結		単体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	2,204	18	2,204	18
50%	60	1	60	1
100%	3,092	124	3,092	124
1250%	160	80	160	80
合計	5,517	223	5,517	223

再証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループでは、該当取引はございません。

自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

■平成29年3月末

(単位：百万円)

	連結	単体
貸出金（劣後ローン）	60	60
出資金	100	100

■平成30年3月末

(単位：百万円)

	連結	単体
貸出金（劣後ローン）	60	60
出資金	100	100

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行グループでは、該当取引はございません。

7. 出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額等

■平成29年3月末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時 価	
	連 結	単 体	連 結	単 体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	120,210	119,649	120,210	119,649
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	2,931	5,850	2,931	5,850
合 計	123,142	125,499	123,142	125,499

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポージャー」に分類される金融機関が発行する株式を含めております。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

■平成30年3月末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額		時 価	
	連 結	単 体	連 結	単 体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	141,376	140,793	141,376	140,793
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	3,353	6,267	3,353	6,267
合 計	144,729	147,060	144,729	147,060

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポージャー」に分類される金融機関が発行する株式を含めております。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

子会社・関連会社株式の（連結）貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成29年3月末		平成30年3月末	
	(連結) 貸借対照表計上額		(連結) 貸借対照表計上額	
	連 結	単 体	連 結	単 体
子会社・子法人	—	2,961	—	2,961
関連法人	—	—	—	—
合 計	—	2,961	—	2,961

(注) 上記、子会社・連結会社株式は全て非上場です。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成29年3月末		平成30年3月末	
	連 結	単 体	連 結	単 体
売却損益額	1,184	1,135	2,816	2,727
償却額	0	—	12	—

(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

平成29年3月末		平成30年3月末	
連 結	単 体	連 結	単 体
21,395	20,869	28,564	28,011

(連結) 貸借対照表及び (連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

■平成29年3月末、平成30年3月末

該当する評価損益はございません。

8. 金利リスクに関して当行グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

金利リスクに関して当行グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成29年3月末	平成30年3月末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR	9,258 (信頼区間：99%、保有期間：6ヶ月)	8,474 (信頼区間：99%、保有期間：6ヶ月)

(注) 1. 当行グループでは金利リスクに関して、内部管理上単体の金利リスク量を使用しております。
2. 流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

（当行は平成29年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。）

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、「対象役員の平均報酬額」は期中退任者・期中就任者を除いて算出しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。

また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

（平成29年4月から6月の監査役報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。）

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)
取締役会	2回
報酬諮問委員会	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、報酬諮問委員会の提言を受け、監査等委員会からの意見陳述を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

（平成29年4月から6月の監査役報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションであります。

監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬部分のみであります。

（平成29年4月から6月の監査役及び社外役員の報酬体系は、固定報酬部分のみであります。）

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額				退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストック・ オプション		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・ オプション		
対象役員（除く社外役員）	13	306	203	203	—	103	81	—	21	—

(注) 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。
 なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権	平成27年7月28日から 平成57年7月27日まで
株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権	平成28年7月30日から 平成58年7月29日まで
株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権	平成29年8月1日から 平成59年7月31日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。